

役員等退職慰労金規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人マニー松谷医療奨学財団（以下「本財団」という。）の理事・監事・評議員（以下、「役員等」という）の退職慰労金・弔慰金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 本規程は、本財団の役員等に適用する。

(支給事由及び支給時期)

- 第 3 条 役員等退職慰労金は、役員等（定款、設立時附則に定める「6（設立者）」の 3 名を除く。以下この規程において同じ。）が退任、辞任又は在任中に死亡したときに（死亡時は弔慰金として）支給する。ただし、役員等（又は、当該役員等の遺族）は、支給決定時にのみこれを辞退することができる。（役員等は役員退職慰労引当金への繰入れ時にこれ（繰入れ）を辞退することはできない。）
- 2 支給時期については、定例 MTG で決議することとし、退任、辞任又は在任中に死亡の日から 3 ヶ月以内とする。なお、解任（定款第 28 条（役員の解任）に準ずる）の場合は、定時評議員会の決議後とする。

(役員等退職慰労金の算定)

- 第 4 条 役員等退職慰労金の額は、最終在任時の「オンライン会議出席 1 回あたりの報酬 A」×「役職係数 B」×「在任年数 C」とし、複数役職に連続して就任した場合は、その和とする。ただし、「オンライン会議出席 1 回あたりの報酬 A」は源泉所得税控除後の金額とする。
- 2 役員等退職慰労金の額は、役員等退職慰労金を複数回受領する場合及び選考委員退職慰労金も受領する場合を含め、その総額上限は 200 万円を超えない額とする。
- 3 「オンライン会議出席 1 回あたりの報酬 A」及び「役職係数 B」の「最終在任時」とは、いくつかの役職に連続して就任した場合（役員等退職慰労金支給前に別な役職への就任予定がある等）の最後の役職の退任時をいう。
- 4 上記の「オンライン会議出席 1 回あたりの報酬」については、「報酬規程」の「別表」に従い計算する。（「オンライン会議出席 1 回あたりの報酬」は、「報酬規程」の「別表」が改定されるとそれに伴い改定される。）
- 5 「役職係数 B」は評議員 2.5、評議員長 3.0、理事 3.0、代表理事 3.5、監事 3.2 とする。
- 6 「在任年数 C」は、選任/選定または任命の年度の定例評議員会終了の時から次期定例評議員会終了の時までを 1 年とする。年度途中で任期が生じたとき又は任期が終了したときは 0.3 年とする。

役職の種類	オンライン会議出席 1 回あたりの報酬(A)	役職係数(B)	(A)×(B)	在任年数(C)	合計(A)×(B)×(C) (上限 200 万円)
評議員	30,000 円	2.5	75,000 円		

評議員長(事前打合せ 1 万円加算)	40,000 円	3.0	120,000 円		
理事	30,000 円	3.0	90,000 円		
代表理事(事前打合せ 2 万円加算)	50,000 円	3.5	175,000 円		
監事	30,000 円	3.2	96,000 円		

(役員等退職慰労金の支給制限)

第 5 条 役員等退職慰労金は、定款の規定により解任された場合は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず評議員会において協議決定する。

(役員等退職慰労金の支給方法)

第 6 条 役員等退職慰労金の支給は、一時金をもって、当該役員等の指定する金融機関の預金口座（当該役員等が死亡した場合は弔慰金として当該役員等の遺族又は相続人が指定した預金口座）に振り込む方法により行うものとする。

(役員等退職慰労引当金への繰入れ並びに特定資産の取得)

第 7 条 役員等退職慰労金の支給に備えるため、毎期役員等退職慰労引当金へ繰入れするとともに、同額を特定資産として役員等退職給付引当資産を積み立てるものとする。

(委任)

第 8 条 この規程の施行について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、2026 年 6 月 19 日から施行する。（2026 年 6 月 18 日評議員会決議）

2. この施行日より前に退任した役員等には適用しない。

3. この施行日以降に退任した役員等に対して、この施行日以前の在任期間は在任期間に算入する。